

はじめて「毒物」「劇物」を販売しようとする方へ

神戸市保健所医務薬務課

1 毒物劇物販売業とは・・・

「毒物及び劇物取締法」の規定にされている「毒物」又は「劇物」を、以下のとおり取り扱う場合には、所定の申請により「登録」を取得しなければなりません。

なお、取扱う品目によって「一般販売業」「農薬用品目販売業」「特定品目販売業」の登録形態があります。

☆「登録」の必要な場合☆

- (1) 「毒物」又は「劇物」を販売する場合（伝票のみの取引も該当します）
- (2) 「毒物」又は「劇物」を授与する場合
- (3) 「毒物」又は「劇物」を販売又は授与の目的で貯蔵し、運搬もしくは陳列する場合

2 「登録」に必要な構造等の条件・・・

☆「構造等」必要条件☆

- (1) 店舗の設備が定められた基準に適合していること。
『毒物及び劇物取締法第12条第3項及び同法施行規則第4条の4』
- (2) 申請者が過去に「登録」を取り消され、取消の日から起算して2年を経過していないものではないこと。
- (3) 毒物劇物取扱責任者を店舗に置き、保健衛生上の危害の防止に当たらせなければならないこと。
※「毒物」又は「劇物」を**直接に扱わない場合**
(オーダー取引)には、毒物劇物取扱責任者の設置は必要ありません。

3 登録申請に必要な書類・・・

登録申請書（所定の書式） 1式

—添付書類—

- (1) 付近の見取り図（住宅地図・産業地図等）
- (2) 建物の配置図（敷地境界と建物の配置がわかるもの。ビル内の店舗・事務所の場合はフロア全体の平面図）
- (3) 店舗の平面図（製品の販売・授受、受注を受ける部署及び保管設備の平面図）
- (4) 申請者が法人の場合「登記事項証明書（登記簿謄本）」（発行後3ヶ月以内のもの）
《以下(5)～(10)はオーダー取引の場合不要》
- (5) 保管設備の概要図（立面図：寸法、材質、法定表示、施錠の位置を明示）
- (6) 毒物劇物取扱責任者設置届
- (7) 毒物劇物取扱責任者の宣誓書
- (8) 毒物劇物取扱責任者と雇用者間の「雇用（使用）関係証明書」
- (9) 毒物劇物取扱責任者に係る「医師の診断書」（発行後3ヶ月以内のもの）
- (10) 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類
→ 次のいずれかの一に該当し、当該資格を証明する書類（原本確認します）
 - ① 薬剤師→薬剤師免許証
 - ② 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学科を修了した者
例) 高等学校で、化学に関する科目を30単位以上修得した者
大学の理学部、農学部、工学部等で化学に係る学科課程を修了した者
→ 単位修得証明書及び卒業証明書等必要書類（原本提出）
 - ③ 各都道府県知事実施毒物劇物取扱者試験合格者
→ 毒物劇物取扱者試験合格証書

4 書類の提出・お問い合わせは・・・

神戸市保健所医務薬務課

(神戸市役所本庁舎1号館20階 神戸市中央区加納町6丁目5番1号)

TEL: 078-322-6796

FAX: 078-322-5839

～毒物劇物保管設備の構造について～

毒物又は劇物の保管陳列設備については、次のすべての要件を満たす必要があります。

- 毒物を保管する設備には「医薬用外毒物」の文字、劇物を保管する設備には「医薬用外劇物」の文字が表示されていること。
- 毒物又は劇物とその他の物とを区別して貯蔵できるものであること。
⇒毒物劇物の保管庫では、毒物劇物とそれ以外の物を一緒に保管することは一切できません。なお、毒物と劇物はひとつの保管庫で保管可能です。
- 毒物劇物の飛散・漏れ・しみ出しのおそれがない構造であること。
⇒保管設備に穴が開いている構造のものは不可。
- 施錠設備があること。
- 堅固な構造であること。
⇒ガラス扉等容易に破損するような構造は不可。
陳列を行う場合等やむを得ずガラス扉にする場合には、網入りガラス等とする必要があります。
- 盗難防止措置がとられていること。
⇒移動が可能な保管設備は床面又は壁面に固定する必要があります。

毒物・劇物販売業の店舗の設備基準関係法令

◎毒物及び劇物取締法（抄）

第11条第1項

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

第12条第3項

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

◎毒物及び劇物取締法施行規則（抄）

第4条の4第1項

第一号《省略》

第二号

毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。

イ 毒物又は劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。

ロ 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。

ハ 貯水池その他容器を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれのないものであること。

ニ 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、この限りでない。

ホ 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けてあること。

第三号

毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。

第四号

毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。

.....
以上、関係の法令について遵守の上、毒物・劇物の販売、陳列、貯蔵等に際し、盗難・紛失、漏出などが無いよう管理を徹底してください。